

第 90 号

伊方訴訟ニュース

1981年2月20日

伊方原発訴訟を支援する会(連絡先:●530 大阪市北区西天満4-9-15 第1神明ビル
藤田法律事務所内 TEL 06-363-2112, 口座 大阪 48780)

控訴審第9回公判

証人尋問はじまる

藤本証人一審判決と国を痛烈に批判

2月9日早朝、高松高裁玄関前には、厳しい寒さの中を徹夜で過ごした、地元高松はじめ、各地の支援グループの人たちが陣取る。今回も四電関係の傍聴者は一人も入廷できなかった。

予定通り10時30分に開廷。すぐに原告側藤本陽一証人の尋問に入る。はじめに裁判長から型通りの人定尋問があった後、藤田弁護士による主尋問がはじまる。

藤本証人は、一審の時と同様に、まず、基礎的な核物理学を研究しながら原子力問題に関わった経過をのべ、その立場を明らかにする。核物理学の研究から原爆という形での原子力利用が始まったことをのべたあと、同証人は、わが国の原子力研究・利用に適用すべき三原則を生み出す作業への参加、ついで、コールドーホール炉(東海一号炉)導入反対論の展開、さらには、アメリカからの大型軽水炉導入による商業炉開発路線に対する批判活動への参加へと進んだ経過を手短かに語り、わが国の原子力開発の「ボタンのかけ違え」の経過を明らかにする。

ついで、一審において藤本証人が提起した問題、すなわち、ECCSが有効に働かない時には炉心は確実に溶融するのに、伊方の安

全審査では、ECCSが無効なのに炉心は「溶けるが如く、溶けざるが如く」になっている、という指摘に関連して、一審の柏木判決の珍妙さを批判した。一審では、藤本証人に続く原告側の追及に、被告側内田証人は、「ECCSはいつも働くことになっているから炉心は溶けていない」と必死に逃げた。ところが判決では、「炉心が溶けることまで想定していることについては、原、被告双方とも一致している」と、全く誤解したまま、「それでも大丈夫」と、藤本証人が提起した問題を、いとも簡単に片付けてしまったナンセンスさを指摘した。

控訴審第10回公判

3月11日(水)午前10時30分

高松高裁6階法定

原告側小出裕章証人の主尋問

各地の原発で頻発する事故の本質と、大事故発生確率のあてにならない予測に基づいた無事故説の誤りとが、TMI事故との関係で明らかにされ、TMI事故と伊方原発とは無関係という被告国側の主張のでたらめさが暴かれることであろう。

また藤本証人は、炉心溶融に関連して、被告国側が一審の結審直前に提出した準備書面18で、「炉心溶融事故についての災害評価をすべきであるとの見解は、これをつきつめて見れば原子炉の存在自体を絶対的に否定するものであり、ひいてはすべての科学技術ないしは近代文明を根本的に否定する立場に立つものにほかならない」とのべたことに対し、「そういう意見を個人が表明するのは自由であるが、国とあろうものが口にする言葉とは思えない」と、痛烈に批判した。

さらに、判決が「現在の原子炉はその安全性が十分確保されているとする専門学者、技術者も多数存在するので、藤本証人らの証言は採用できない」とのべたことに対して、「判決は、科学者として一致できる真実ではなく、科学者の立場で判断した」と、御用学者を隠れ糞にした判決の本質を鋭く暴露した。

午後の法廷では、仲田弁護士が尋問を担当し、スリーマイル島事故に対する藤本証人の主張が展開された。尋問を通じて、スリーマイル島事故は部分的ではあるが炉心溶融事故であり、まさに、被告が主張し判決も認めた「想定不当事故」であること、そして、その結果も、起こり得ないとされてきた「仮想事故」のそれを遙かに越えたものであることが明らかにされていった。

そして、すべてを「運転員のミス」に押しつけようとする被告国側の姿勢を批判し、「ミス」を生み出したものは、まさに、現在の原発のシステムそのものであること、したがって、伊方はじめわが国の原発でも、スリーマイル島と同程度、あるいはそれ以上の大事故も十分起こり得ると指摘した。

さらに、藤本証人は、具体的な例として、

原発の「命綱」とされている現在のECCSに、機能あるいは設計において根本的な欠陥があることを、スリーマイル島事故の経過が示しているのではないかと、重要な問題提起を行って証言や終えた。

満員の法廷に居合わせた人たちは、藤本証言によって、「TMI事故は本件原子炉の安全性に何ら影響を与えない」との被告国側の逃げ口上が、いかにあわれなものであるかを強く印象づけられたことであろう。このことが被告側の人たちについても例外でないことは、岩淵検事が藤本証人の反対尋問の日程に関連して、「藤本証人に尋問できるように、こちらで勉強できるかどうか」と、いつになく弱気な発言をして、法廷の失笑を買ったことでも明らかである。

被告国側は、別項の「証拠申出書」によって、三名の証人を申請した。しかし、岩淵検事は「TMIに限って三名としたが、できるだけ早い機会に二名程度採用してほしい」と、なんとも気のない要請をするだけ。裁判長は、短い合議ののち、次回には、原告側から申請した小出裕章証人を採用すると決定した。

最後に、原告住民側から、別項の「文書提出命令申立書」によって、さきに原告側が弁護士会を通して四電に提出を求め拒否された、「保安規定」や「運転要則」などを、被告国側が提出するよう裁判所が命令してほしいと要請した。被告は次回に見解を提出することを約したが、その上で裁判所が決定する予定。これまで「企業秘」として、どの原発でも公表されたことのない文書類であるだけに、その結果は、法廷内、外に重大な影響を与えることであろう。

閉廷後の総括集会では、最初の証人調べが、

藤本証人の明快な証言によって、被告国側を圧倒して終わったことを確認し、こんども原告住民側のペースで進めることを申し合わせて散会した。(Q)

証拠(証人)申出書

控訴人 川口 寛人

ほか三名

被控訴人 通商産業大臣

昭和五六年二月九日

被控訴人指定代理人

高松高等裁判所第四部 御中

一 証人の表示

1 茨城県水戸市梅香一の三の二三の二〇七

佐藤 一 男

日本原子力研究所安全性試験研究センター安全解析部安全性コード開発室長

呼 出 要

旅費・日当 不要

尋問時間 約三時間

2 千葉県習志野市津田沼二の九の七の五〇四

逢坂 国 一

通商産業省資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

呼 出 要

旅費・日当 不要

尋問時間 約二時間

3 愛媛県八幡浜市松柏乙一〇九九

野 中 広

四国電力株式会社伊方発電所長

呼 出 要

旅費・日当 不要

尋問時間 約二時間

二 立証趣旨及びこれと証人との関係

1 証人佐藤一男は、日本原子力研究所東海研究所安全性試験研究センター安全解析部安全性コード開発室長の職にあって、原子炉の安全解析に関する研究に従事しており、昭和五四年四月一九日から現在に至るまで原子力安全委員会米国原子力発電所事故調査特別委員会委員として、昭和五四年三月二日米国ペンシルバニア州のスリーマイルアイランド原子力発電所の二号炉(以下「TMI二号炉」という。)において発生した放射能漏洩事故(以下「TMI事故」という。)の調査・検討に関与している者であるが、本証人によってTMI事故の経過、原因等を明らかにし、TMI事故が本件原子炉の安全性に何ら影響を与えるものでないことを立証する。

2 証人逢坂国一は、昭和五四年一月四日から現在に至るまで通商産業省資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長として、原子力発電所の安全確保のための規制行政に関与している者であるが、本証人によってTMI事故の原因と原子炉設置許可に際しての安全審査との関係及びTMI事故後の我が国の行政庁の対応を明らかにし、TMI事故が本件安全審査の妥当性に何ら影響を与えるものでないことを立証する。

3 証人野中広は、昭和五二年九月三〇日から現在に至るまで本件原子炉の設置されている四国電力株式会社伊方発電所の所長として、本件原子炉の運転管理に責任者として関与している者であるが、本証人によってTMI二号炉と本件原子炉との設計上、運転管理上の相違について明らかにし、本件原子炉に

おいてはTMI事故のような事象が起こらないことを立証する。

三 尋問事項 別紙のとおり

尋 問 事 項

証人 佐 藤 一 男

- 一 証人の経歴について
- 二 TMI二号炉の設計、構造上の特徴について
- 三 TMI事故の経過及び原因について
- 四 TMI事故と我が国における原子炉の安全確保対策について
- 五 その他右各項に関連する事項について

尋 問 事 項

証人 逢 坂 国 一

- 一 証人の経歴について
- 二 TMI事故の原因と原子炉設置許可に際しての安全審査との関係について
- 三 TMI事故後における行政庁の措置について
- 四 その他右各項に関連する事項について

尋 問 事 項

証人 野 中 広

- 一 証人の経歴について
- 二 TMI二号炉との設計上の相違について
- 三 TMI二号炉と本件原子炉との運転管理上の相違について
- 四 その他右各項に関連する事項について

文書提出命令申立書

控 訴 人(原告) 川 口 寛 之
外三一名

被控訴人(被告) 通 商 産 業 大 臣

右当事者間の御庁昭和五三年(行コ)第四号伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求控

訴事件について、控訴人(原告)らは次のとおり文書の提出命令を発せられたく申立をする。

昭和五六年二月九日

右控訴人(原告)ら訴訟代理人
高松高等裁判所、民事第四部 御 中

別 紙 理 由 書

- 一 民事訴訟法第三一二号は、「当事者カ訴訟ニ於テ引用シタル文書ヲ自ラ所持スルトキ」は、「文書ノ所持者ハ其ノ提出ヲ拒ムコトヲ得ス」として文書提出義務を明記している。

ここにいう「訴訟ニ於テ引用シタル文書」とは、

「当事者が口頭弁論等において、自己の主張の助けとするため、特にある文書の内容と存在を明らかにすることを指すもの」

と解するのが確立した判例(昭和四〇年五月二〇日東京高裁決定、東京民事報一六巻五号九五頁、その他多数)である。

- 二 被控訴人は準備書面において、本件文書が伊方炉の運転管理に係る事項を規定して、その安全確保を担保していると、再三主張し(例えば準備書面(二)二四頁、同(四)五頁など)、その存在と趣旨内容を明らかにしている。

- 三 よって民事訴訟法第三一二条一号に該当し、かつ本件審理のうえで不可欠な文書であるから本申立に及んだ。

記

- 一 文書の表示

「四国電力株式会社が作成した伊方一号炉の運転や定期点検に関する規定」

- ・伊方発電所原子炉施設保安規定
- ・伊方発電所保守要則
- ・同保守総括内規
- ・同保守作業内規
- ・同運転要則
- ・IU運転定期点検内規
- ・その他関係規定

二 文書の趣旨

運転員の操作を含む原子炉の運転管理上の「安全性」を担保するとされるもの

三 文書の所持者

被控訴人

四 立証すべき事実

本件原子炉の運転管理が極めて不十分なものであり、運転員の操作ミスによる事故の発生が避けられないものである事実

五 文書提出義務の原因

民事訴訟法第三一二条第一号

(別紙理由書参照)

以上

高松で伊方支援の交流集会

伊方のたたかいを地域に

一号炉第九回公判を翌日にひかえた去る二月八日、控訴審現地の高松・県評会館で伊方支援運動の前進にむけた全国交流集会がひらかれました(主催は伊方原発反対八西連絡協議会)。参加したのは、伊方支援・反原発をかかげる埼玉、倉敷、高松、松山、高知の各市民団体と、機関決定で伊方支援にとりくむ全水道四国地育。

はじめに八西連絡の浪下さんと矢野さんが、三号炉問題を中心とした現地の動向を説明します。「伊方町当局は、町予算を使った融心会(四電社員をふくめた地元推進派の会)の福島原発視察強行をはじめ、三月議会で実質上の三号炉誘致決定にふみきる姿勢をいよいよあからさまにしている。三号炉問題は全四国的な問題であると同時に全国的な問題だ。導入を絶対に許してはならない」と熱っぽく訴える浪下さん。矢野さんからは、八西地区住民の七割以上が三号炉誘致に反対していること、その背景には、一・二号炉誘致に際して四電や地元推進派の手で描かれた「バラ色

の未来」— 原発は絶対安全であり、原発ができれば伊方町は繁栄する— が、こんにちではことごとく破綻してしまっている事情があること、などが具体的な数字にもとづいて明らかにされます。さらに矢野さんは「安全協定を無視した三号炉導入は絶対阻止するといいたいが、町当局や町議会が推進派に握られていることを考えると事態はそう楽観できない」と述べ、現地の緊迫した情勢をうきほりにしました。

この両氏の話に関連した質議応答につづいて、各地からの現状報告と討論。地域のたたかいをふまえて、それぞれの運動のかかえている問題点が卒直にぶつけられます。「運動の中心にある者でさえなかなか原発問題を実感できず、とりくみが途切れがちになる」(倉敷)。「運動の拡大が一つのカベにあたっている」(高松)。やはり、各団体に共通する悩みとして、都市部を中心とする直接の原発現地ではない地域に、たたかいを根づかせることの困難性に論議が集中したようです。

この点をめぐっては、原発現地の反対運動との結びつきをより密接にすることが重要であり、とくにその立場から「国との真正面からの原発論争の展開をはじめ、原発立地が強行された後も現地住民自身が長期にわたって粘り強い反対運動をつづけているという、世界的にも例のない伊方のたたかひの意義をあらためてはつきりさせ、それをふまえて、伊方闘争との連帯の課題を、各地域での運動を前進させるための基準ないしは支えとしてとらえかえすことが必要ではないか」（高松、埼玉）との意見がだされ、それが集会の一つの結論となりました。

また、原発に反対する市民の会結成を二十二日にひかえた高知の仲間からは「伊方のたたかひに学びつつ窪川原発を阻止するために奮闘する」との決意が力強く表明されました。さらに二号炉裁判が進行中の松山からも、伊方支援の市民組織の結成が準備されている（十日に準備会結成）という嬉しい報告がなされています。

交流集会は、最後に、当面、三号炉阻止にむけてあらゆる可能な行動を追求すること、同時にそれを各地のたたかひの発展に結びつけていくこと、伊方支援を柱として各団体間の結びつきをいっそう密にしていくこと等を全体で確認、三時間を越える論議を終えました。時間的な制約もあって、課題の具体的な掘り下げ（たとえば、どのような支援行動が考えられるか）の面で不充分さが残りましたが、政府を先頭とした推進派の攻勢が激化し、伊方をめぐる情勢も急速に厳しさを加えるなかで、また、証人尋問という一号炉裁判の新たな段階を迎えて、今回のような性格の集まりがもたれたことの意義は決して小さいもの

ではないでしょう。これを一つの出発点として、伊方支援の輪をさらに大きく広げていきたいと思います。（高松 M）

3号機の根回し完了！

伊方町の福田町長は、2月10日の町議会議員協議会で、昨年5月に四電から申し入れのあった3号機について「安全性を前提に前向きに受け入れを検討したい」と表明した。

会計報告（'81 1/15 ~ 2/16）

収入

会費	26,000
ニュース購読料	62,100
ニュース前納金	169,500
カンパ	55,000
証人旅費予納金返納	46,503
コピー代金	25,000
計	384,103

支出

ニュース印刷代	22,500
郵送料	10,420
振替手数料	940
資料費	2,780
事務用品費	600
コピー料金	51,440
第9回公判援助費	443,200
（交通費	177,200
行動費	150,000
宿泊費	96,000
証人打合せ	20,000
計	531,880

差引

-147,777

（積立金取りくづし）

積立金合計

210,089